特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
31	住登外宛名情報管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、住登外宛名情報管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 住登外宛名情報管理に関する事務					
②事務の概要	住民基本台帳の住民ではない者(住登外者)について、住登外者を一意に特定するための住登外者宛 名番号を付番及び管理する機能(住登外者宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事 務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。 (1) 当庁で一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 (2) 住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。				
③システムの名称	統合宛名システム				

2. 特定個人情報ファイル名

住登外者宛名情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 7及び9の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	情報政策課、市民課、高齢福祉課、保健センター、こども支援課 他
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

四條畷市教育委員会

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年7月11日 時点				
2. 取扱者勢	枚						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年7月11日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

. مسكسا	Index allocat	斯結	
		0.01 Hotel	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] っては、それぞれ	れ重点項目評価	3) 基礎項目評	価書 価書及び重点項目評価書 価書及び全項目評価書 いて、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの記	長託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報	&提供ネットワー	ークシステムをご	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[O]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分であ	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			Ī]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分でを	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	申請者からマイナンバ による照会を原則とし		合にの	ひみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報		

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明